

●香川県告示第341号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 随意契約の相手方の選定理由</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>(公表事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、随意契約を行う委託業務で予定価格が100万円を超えるものについて、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p>

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。